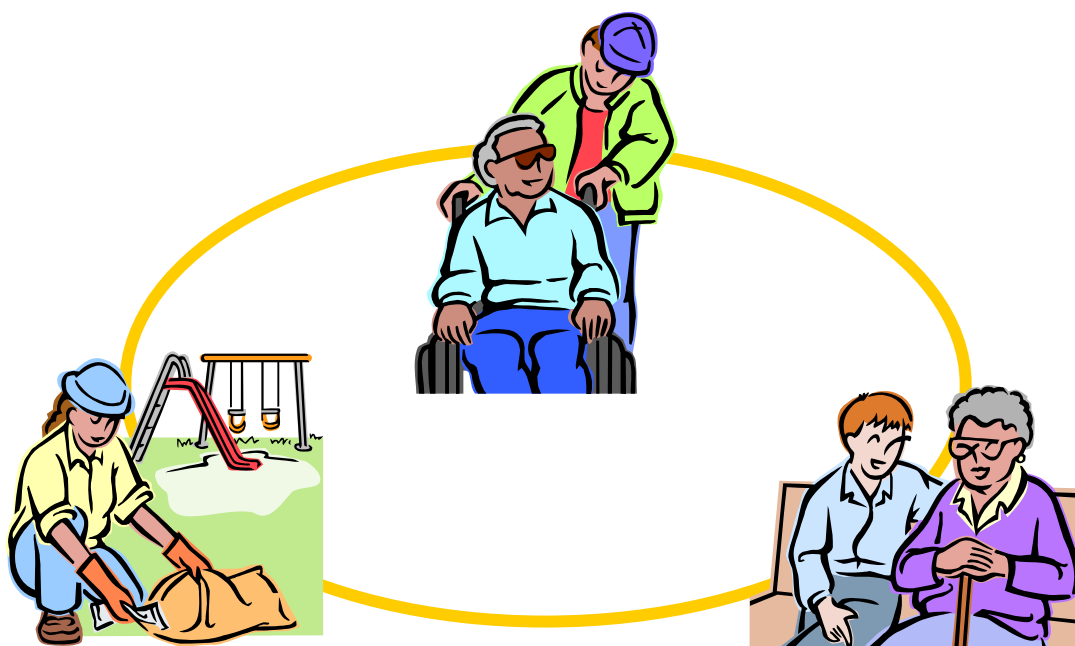


1. 千葉県地域ぐるみ福祉推進計画の推進

昭和50年頃、千葉県は、都市部への人口集中、核家族化、農村部での高齢化の進行等の社会情勢の著しい変化にさらされ、地域の連帯感の希薄化や地域社会の互助機能の弱体化が問題となっていました。

福祉ニーズは多様化、高度化し、従来の経済的援助や施設福祉等の福祉サービスの充実に加え、在宅サービスの充実や豊かな地域社会づくり等を推進していく重要性が高まっていました。

そこで、県は、昭和52年度から「**地域ぐるみ福祉活動推進事業**」を実施し、住民に身近な小域福祉圏（小中学校区）に地域福祉推進組織の設置を進め（後の**地区社会福祉協議会**）、ふれあい・いきいきサロンや見守り活動等の互助活動の支援に取り組んできました。



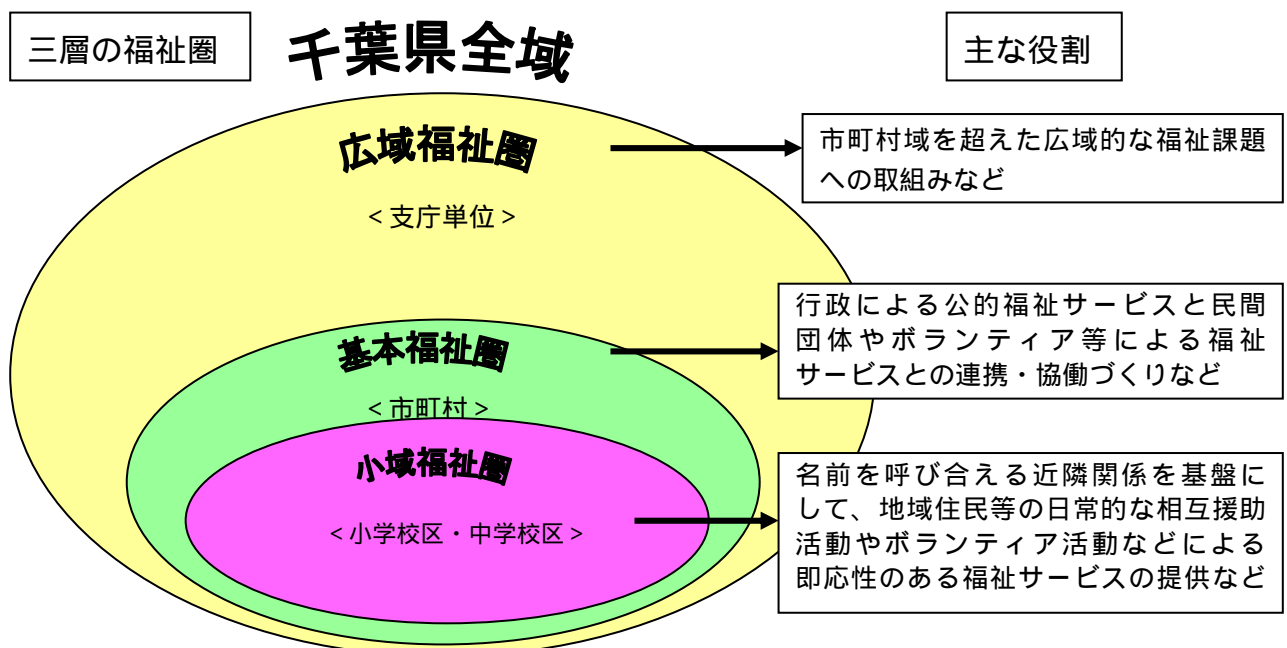
昭和61年2月には、「ふれあい・支えあいのある心豊かな福祉社会」の更なる発展をめざし「千葉県地域ぐるみ福祉推進計画」を策定しました。

「推進計画」は、3度の改定を経て、平成17年までの間、地域のネットワークづくりの「基本的指針」を示し、地域福祉推進の担い手である、地域住民、団体、県、市町村の共通の「行動指針」となりました。

「推進計画」に基づき、昭和61年から「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」が官民協働で実施され、県内全域に「小域福祉圏」、「基本福祉圏」(市町村)、「広域福祉圏」の「三層の福祉圏」を設定し、それぞれの圏域において地域福祉推進の母体となる組織づくりを支援し、県民の福祉活動への参加とネットワーク化を推進しました。

(図1-1)

(図1-1) 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進体制



2 . 社会福祉事業法から社会福祉法へ

平成初期のバブル経済の崩壊を期に、高度経済成長時代から低成長時代へと日本の社会経済状況は大きな変革にさらされ、その影響により、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加等の労働環境の変化がもたらされました。

また、情報通信技術等の急速な進歩は、価値観・ニーズの多様化や個人主義的傾向の拡大を進め、県民のライフスタイルを大きく変化させました。

急激な社会の変化は、少子高齢化の進行と相まって、家族、地域、企業が担ってきた互助機能を急速に弱体化させ、自殺、ホームレス、ひきこもり、孤独死、虐待等の新たな社会問題を発生させました。



高齢者、障害者、児童等に対する福祉施策への国民ニーズの高まりを受け、平成11年、国は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、「個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念の基に「**社会福祉基礎構造改革**」(図1-2)を進めることとしました。

(図1-2) 社会福祉基礎構造改革の具体的な内容

(厚生省社会福祉事業法等改正法案大綱骨子抜粋)

1. 改革の理念

個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて、本改革を推進する。

具体的な改革の方向

個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
質の高い福祉サービスの拡充
地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

2. 具体的な改革の方向と具体的な制度改正の概要

(1) 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築

福祉サービスの利用制度化

障害者(児)の福祉サービスについて、従来の措置制度から、利用者が福祉サービスを選択する利用制度に改める。

利用者保護制度の創設

(2) サービスの質の向上

良質なサービスを支える人材の養成・確保

サービスの質の向上

事業の透明性の確保

(3) 社会福祉事業の充実・活性化

- ・社会福祉事業の範囲の拡充
- ・社会福祉法人の設立要件の緩和
- ・多様な事業主体の参入促進 等

(4) 地域福祉の推進

- ・地域福祉計画の策定
- ・知的障害者福祉等に関する事務の市町村への委譲
- ・社会福祉協議会、共同募金、民生委員・児童委員の活性化 等

この改革により平成12年に社会福祉事業法が改正され、「**社会福祉法**」(図1-3)が成立、同年の4月1日に施行されました。

「社会福祉法」の成立により、地域での生活を総合的に支援する「**地域福祉の推進**」が法的に位置づけられるとともに、市町村は、社会福祉事業の計画的推進や住民の自主的な活動と公的サービスの連携等を目的とした「**市町村地域福祉計画**」を策定することとされ、都道府県は、市町村の地域福祉の推進を支援し、計画の達成に資するため、「**都道府県地域福祉支援計画**」を策定することとされました。

(図1-3)社会福祉法(抜粋)

(**地域福祉の推進**)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(**市町村地域福祉計画**)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(**都道府県地域福祉支援計画**)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通じる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
-

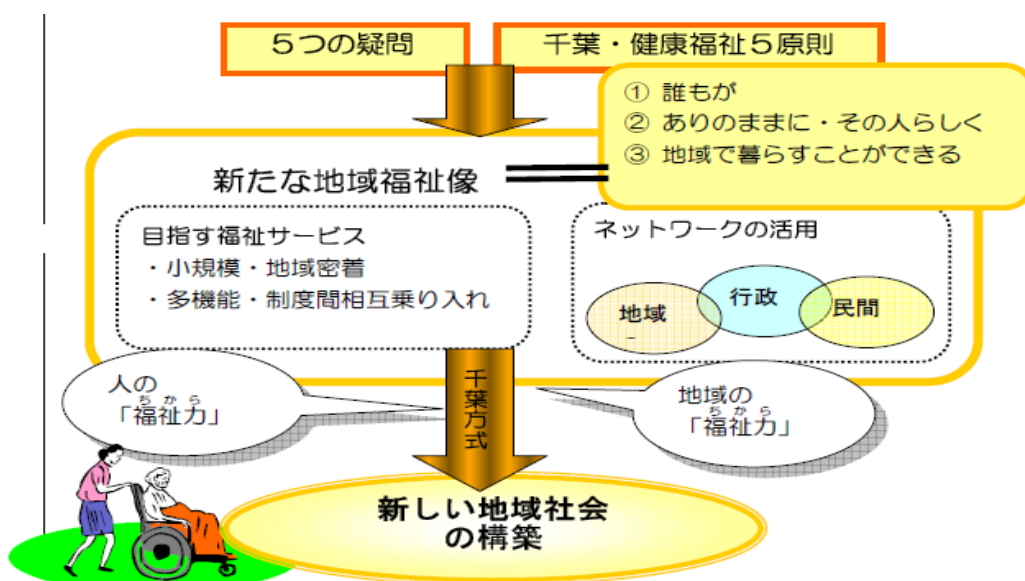
3. 千葉県地域福祉支援計画（第1期）の策定

平成16年3月、県は、「千葉県地域ぐるみ福祉推進計画」を引継ぎ、社会福祉法第108条の規定に基づく計画として、「**千葉県地域福祉支援計画**」（以下「支援計画」と言う。）を策定しました。

「支援計画」の策定に当たっては、対象者横断的な施策展開を目指し、当事者を含む県民と行政が施策の企画段階から協働し展開する「健康福祉千葉方式」により行われ、具体的には作業部会方式の採用と地域の実行委員会が主催するタウンミーティングの実施により策定作業が進められました。

「支援計画」では、「市町村の地域福祉推進支援の基本指針」等の法令上の記載事項に加え、県独自の、誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる「**新たな地域福祉像**」を提示しました。（図1-4）

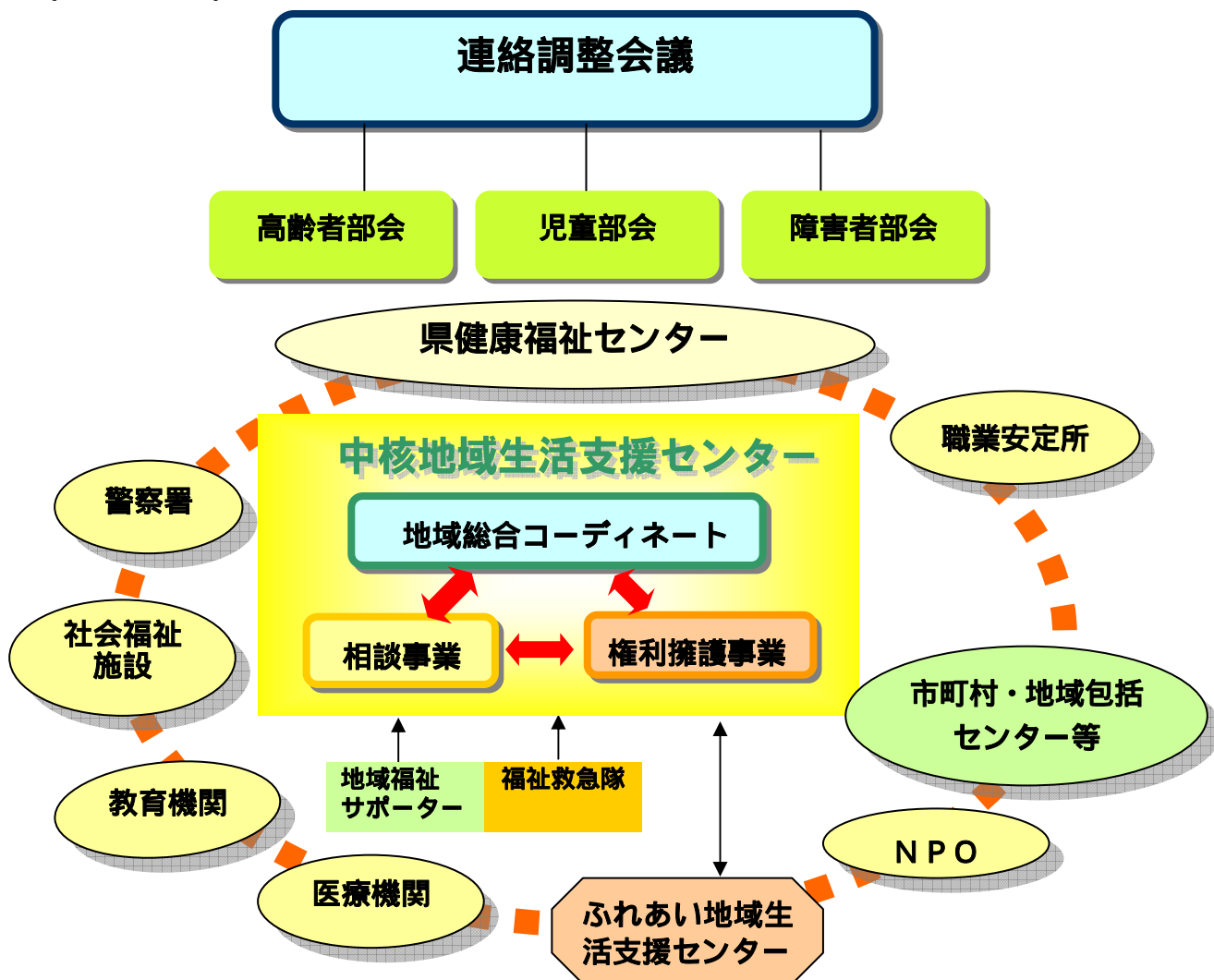
（図1-4）新しい地域社会の構築（第1期千葉県地域福祉支援計画抜粋）



「新たな地域福祉像」の実現には、公的サービスの充実とともに、地域住民が自らの力で支え合い・助け合う地域社会の再生と地域住民やサービス相互の各種ネットワークを構築することが必要であることから、「支援計画」には、「**中核地域生活支援センター**」や「**地域福祉フォーラム**」等の具体的施策が盛り込まれました。

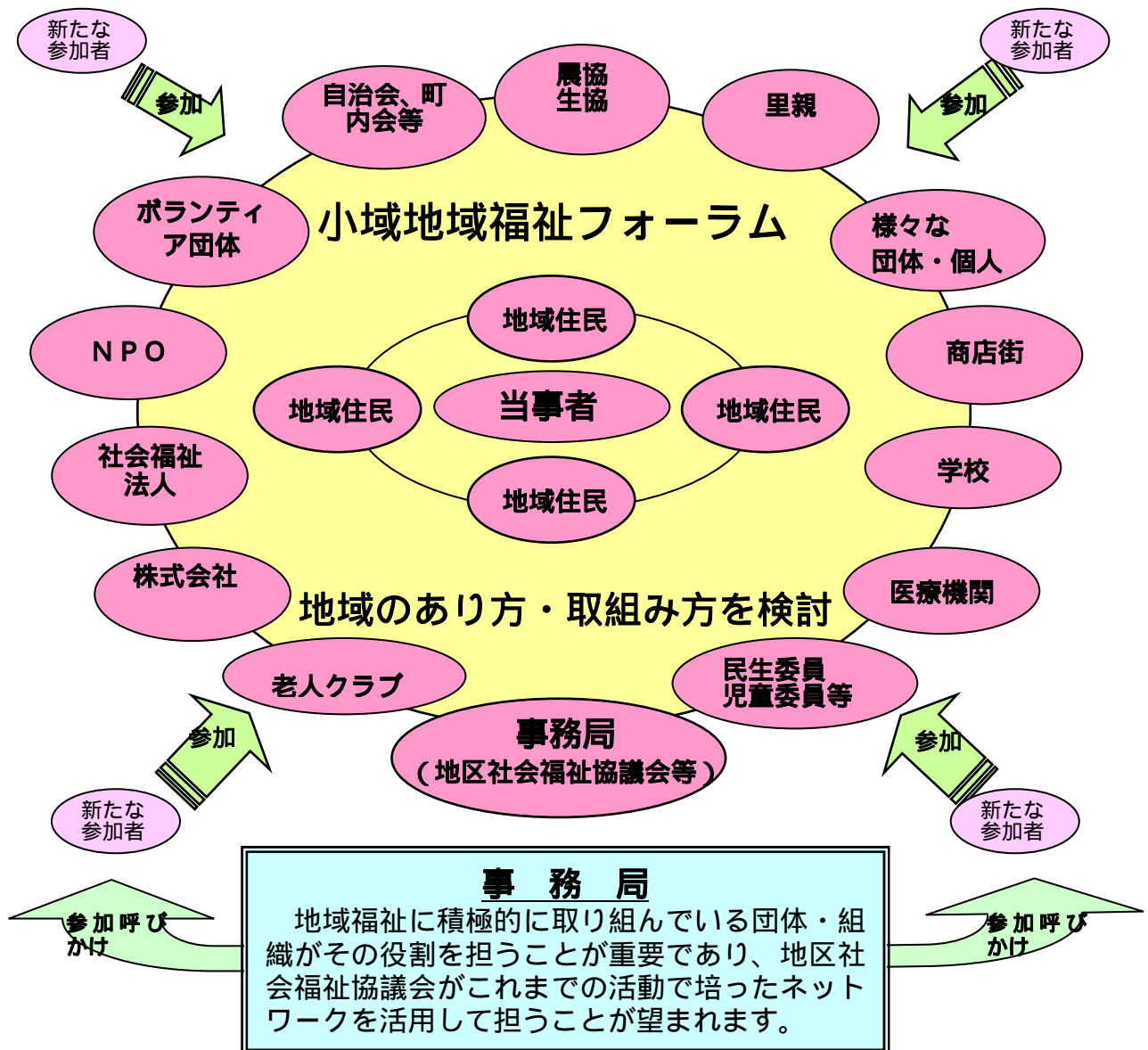
健康福祉センター圏域毎に「中核地域生活支援センター」(図1-5)を整備し、子ども、障害者、高齢者を含めた全ての地域住民を対象とし、地域の生活支援・相談・権利擁護の機能を担う体制づくりを行いました。

(図1-5) 中核地域生活支援センター



NPO等による市民活動が活発になるとともに、福祉分野以外の団体の参入も相次ぐなど、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化したことから、住民をはじめ社会福祉協議会や民生・児童委員等の地域福祉の担い手のみならず、商店街、企業、農協等の福祉分野以外の団体・個人が力を合わせて協働できる「地域における推進体制」としての「地域福祉フォーラム」(図1-6)の設置を推進することとしました。

(図1-6) 小域地域福祉圏の推進体制イメージ



障害者に対する理解を広げ、差別をなくす取組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、県では、平成19年7月「**障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例**」が全国に先駆けて施行されました。

この条例の最大の特徴は、県民の思いから生まれ、県民主体で検討が進められてきたことであり、現在も、当事者を含めた関係者が県と協働し、条例の普及・推進を進めています。

また、「支援計画」策定後、国において、医療、介護、障害者福祉等に大きな制度改革がなされ、地域の医療・福祉体制整備における県・市町村の役割も飛躍的に大きくなりました。(図1-7)(図1-8)

(図1-7) 第1次地域福祉支援計画策定後の主な制度改革

1 介護保険法改正(平成17年6月)

予防重視型システムへの転換
利用者負担の見直し
新たなサービス体系の確立
サービスの質の確保・向上
制度運営・保険料の見直し

2 障害者自立支援法(平成18年4月)

障害者施策を3障害一元化
利用者本位のサービス体系に再編
就労支援の抜本的強化
支給決定の透明化、明確化
安定的な財源の確保

3 医療制度改革関連法(平成18年6月)

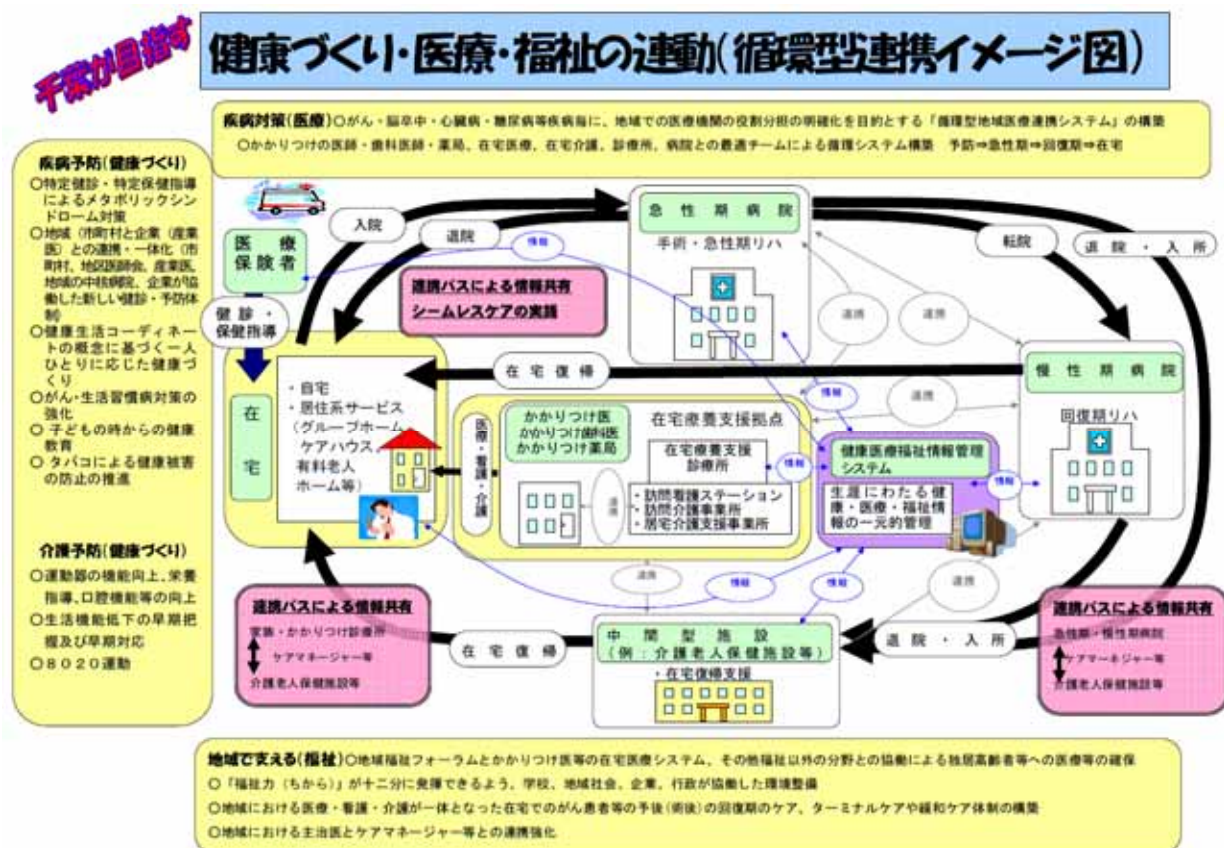
安心・信頼の医療の確保と予防の重視
医療費適正化の総合的な推進
超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

(図 1 - 8) 社会保障における地方分権の取組み (厚生労働省資料)

年金	医療	福祉
<p>○1986年 基礎年金導入</p> <p>○1999年 地方分権一括法成立 ・ 都道府県知事への機関委任事務→国の直接執行事務 ・ 地方事務官→厚生労働事務官</p> <p>○今後 被用者年金制度の一元化</p>	<p>○1985年 医療法改正 ・ 医療計画 (都道府県が作成主体) の導入</p> <p>○2004～2006年 三位一体改革 ・ 国保において、都道府県に財政調整権限を移譲</p> <p>○2006年 医療制度改革関連法成立 ・ 都道府県医療費適正化計画の導入、医療計画の見直し等 ・ 都道府県単位を軸とする医療保険制度体系に向けての改革 * 国保において、保険財政共同安定化事業を実施 (都道府県単位) * 広域連合 (都道府県単位) が財政運営を行う「後期高齢者医療制度」の創設</p>	<p>○1990年 老人福祉法等福祉関係8法律の改正 ・ 特別養護老人ホーム等の高齢者・障害者関係施設の入所決定権を、都道府県から町村へ移譲 ・ 全市町村・都道府県が老人保健福祉計画を作成</p> <p>○1997年 介護保険法の成立 (保険者は市町村)</p> <p>○2004～2006年 三位一体改革 ・ 公立保育所運営費の一般財源化 ・ 介護保険の施設整備補助金の一部廃止、一般財源化</p> <p>○2005年 介護保険法改正 ・ 保険者機能の強化、地域密着型サービスの創設 障害者自立支援法の成立 ・ 実施主体を市町村に一元化</p> <p>○2006年 認定子ども園制度の創設</p>

県では、この国の制度改正を、分野横断的・複合的な県民ニーズに応えるための絶好の機会と捉え、各分野における県の基本計画である「健康ちば21(健康増進計画)」、「千葉県保健医療計画」、「支援計画」を一体的に見直し、健康づくり・医療・福祉の3分野を連動させることとし、急性期から回復期、在宅に至る医療機関の治療と保健・福祉サービスを連動させる疾病毎・地域毎の「循環型地域医療連携システム」(図1-9)を構築しました。

(図 1 - 9) 「 循環型地域医療連携システム 」



厚生労働省においても、地域における身近な生活課題に対応した新しい地域福祉のあり方を検討することが喫緊の課題であるとし、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策について検討するため「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を開催し、平成20年3月に報告書が取りまとめられました。